

令和4年度琉球大学法科大学院

B日程 法学既修者コース法律試験 問題

1

民法〔全 450 点中 150 点〕

令和3年 11 月 13 日(土曜日)

9 時 30 分～11 時 00 分(90 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

適用法については、すべて現行法の条文が適用されるものとする。

第1問

Xは小児科クリニックを開業している医師であり、Yは中古車修理・販売事業者である。以下の事実関係は、各小問限りのものであり、小問間で相互に関連性はない。

【小問1】

Xは、平成28年7月15日、クリニックの開業資金の不足分を補うため、返済期限を同年9月15日と定め、旧友であるYから270万円を借り受けた。Yは、何度か返済の目途についてXに尋ねたが、Xはもう少し待ってほしいというだけで、現在まで一切返済していない。

ところで、Yは、令和3年4月6日、Xが所有していたスポーツカー「Jack」を代金650万円で譲ってもらった。Yは、契約締結日に代金の一部100万円をXに支払ったが、その際、残代金は同年5月から令和4年3月まで11回に分割して毎月末日までに50万円ずつを支払う

ものとし、1度でも支払いが遅れた場合には、直ちに残代金を一括払いする旨約束した。Yは、同年7月までの3回分は遅れることなく支払ったが、8月分以降の支払ができないままになっている。

(設問)

Yは、令和3年11月13日、Xから、スポーツカー「Jack」の残代金400万円を支払うよう請求された。

Yは、270万円の貸金返還請求権と相殺して、差額130万円のみを支払うことができるか。

【小問2】

Yは、令和3年9月15日、販売予定の中古車を運転中、突然飛び出してきた子供を避けようとして、Xの開業するクリニックの建物の外壁に衝突して破損してしまった。幸い、クリニックは休診日で無人であったため、けが人はなく物損のみであった。Xは、工務店に補修工事を依頼し、同年11月5日に工事は完了したので、Xは同工務店に補修工事費用150万円を支払った。

ところで、Xは、同年7月15日、クリニックの開業資金の不足分を補うため、返済期限を同年11月10日と定め、旧友であるYから100万円を借り受けていた。

(設問)

Yは、令和3年11月13日、Xから、前記補修工事費用150万円を支払うよう請求された。

Yは、100万円の貸金返還請求権と相殺して、差額50万円のみを支払うことができるか。

【小問3】

Xは、令和3年9月15日、愛車のスポーツカー「Jack」の修理をYに依頼した。Yは、電気系統に修理の必要があると判断して部品の交換修理をし、Xは修理代金15万円を支払った。しかし、スポーツカー修理の経験のないYの勘違いで、Yは間違った部品の交換をしてしまった。車両の返還を受けたXが同車を運転して走行したところ、Yの交換した部品が原因で、同車の電気系統が完全に焼け切れ、車両が炎上した。Xは、大やけどを負い、総合病院で手術を受けて入院し、同年11月5日、同病院に手術費用、入院費用など合計150万円を支払うことになった。

ところで、Xは、同年7月15日、クリニックの開業資金の不足分を補うため、返済期限を同年11月10日と定め、旧友であるYから100万円を借り受けていた。

(設問)

Yは、令和3年11月13日、Xから、合計150万円の損害を被ったとして、同額を支払うように請求された。

Yは、100万円の貸金返還請求権と相殺して、差額50万円のみを支払うことができるか。

第2問

Xは、令和3年4月6日、Y工務店との間で、X所有地上に自宅建物を建築することを目的とし、引渡し日を同年9月30日、代金総額を6000万円とする請負契約を締結した。代金の支払は契約締結時に2500万円、完成した自宅建物の引渡し時に1500万円を支払い、残りの2000万円は10年間の分割払いとすることが約束され、Xは、契約締結時に2500万円をYに支払った。

Yは建築工事を進めていたが、大地震が起きて出来形部分が完全に倒壊してしまった。

(設問1)

Yが建物を完成させる前に大地震が起きて、出来形部分が倒壊していた場合、XはYに建て直しを求めることができるか。仮に、建物が完成間近の令和3年9月20日の段階で、大地震が起きた場合はどうか。

(設問2)

Yが建物を完成させたが、令和3年9月28日、大地震が起きて倒壊してしまった場合、YはXに対して残りの代金3500万円の支払を求めることができるか。

以 上

【出題趣旨及び採点基準】

第1問 (100点)

相殺の理解を問う問題である。

各小問の異なる事実関係において、それぞれ相殺の要件を吟味し、相殺の可否を論じさせるものである。なお、相殺の一般的な要件(505)の理解は全小問に共通する。

(小問1) 自働債権が時効消滅している場合(508) (40点)

(小問2) 受動債権が過失不法行為(物損)に基づく損害賠償債権の場合(509①) (30点)

(小問3) 受動債権が過失不法行為(人損)に基づく損害賠償債権の場合(509②) (30点)

第2問 (50点)

請負契約における危険負担の理解を問う問題である。

《設問1》仕事の完成義務、引渡義務、及び、履行不能について(30点)

《設問2》危険負担と報酬支払について(20点)

令和4年度琉球大学法科大学院

B日程 法学既修者コース法律試験 問題

2

刑法 [全 450 点中100 点]

令和3年 11 月 13 日(土曜日)
11 時 20 分～12 時 20 分(60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

【問題】

Aの住む地域では、強盗の被害が相次いでいた。強盗はナイフを持って深夜薄暗い道にあられ、被害者を脅して金を奪うだけでなく、傷害を負わせることもしばしばあった。そのため、Aは護身用にナイフを常に身につけるようになった。ある日、Aは残業のため帰宅が遅くなり、深夜になってしまった。Aは、いつも駅から自宅まで一本道を徒歩で帰宅していた。その道は電燈がなく薄暗く、1週間前も強盗の被害が出ていた。Aとしてはできればこの道を通りたくなかったが、この道を通らないと、駅から自宅まで倍以上の時間がかかる道を歩くことになる。そのため、この日も、この道を通って帰宅することになった。Aは強盗に遭遇してはいけないと思いつつ、速足でその道を歩いた。Aが急いで歩いていると、急に、VがAの前に立ちふさがった。Aは薄暗かったためVの顔が分からず、強盗が襲ってきたものと思い込み、恐怖を感じるとともに再三にわたり強盗を行っていることに腹が立ち激高した。そこで、殺意を持ってナイフでVの左腹部を刺して、全治半年の大けがを負わせた。

しかし、Vは強盗ではなくAの友人であり、ただAを驚かすために立ちふさがったに過ぎなかった。

Aの罪責を論じなさい（なお、特別法の検討をする必要はない）。

【出題趣旨】

Aの行為が殺人未遂の構成要件に該当することを簡潔に触れたうえで、正当防衛の成否について、正当防衛の要件及びその規範をあげたうえで、あてはめをしていただきたい。もっとも、本件は、誤想防衛となることから正当防衛は成立せず、違法性は阻却されない。そのため、過剰性の認識について留意しつつ、誤想防衛の処理をしていただきたい。正当防衛及び誤想防衛の理解とともに、刑法の体系を理解できているかを試した。

【配点】

- 1 構成要件の検討（20点）
- 2 正当防衛の検討（25点）
- 3 過剰防衛の検討（25点）
- 4 その他（刑法の体系的理解等も含む）（25点）

令和4年度琉球大学法科大学院

B日程 法学既修者コース法律試験 問題

3

憲法 [全 450 点中100 点]

令和3年 11 月 13 日(土曜日)
13 時 15 分～14 時 15 分(60 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

次の【問題】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

【問題】

「ドキュメンタリー・オキナワ」(以下、X)は、沖縄県出身のドキュメンタリー映画監督甲が平成元年に設立した、映画製作会社である(本社:東京都江戸川区、従業員数:社員3名)。Xは、沖縄県名護市辺野古の新基地建設に密着したドキュメンタリー映画「辺野古の海とわたしたち」の製作を進めていたところ、平成29年7月14日開催の沖縄県議会本会議の撮影について、取材目的として許可を申請したが、同年7月13日付で不許可とされた。県会議長は、「県議会本会議の撮影・録音は、議会事務局のほか、県会議長の許可を得た者が行うことができる」と定める県議会傍聴条例17条、及び、「(A)傍聴席において写真撮影をしようとする傍聴人は、議長の撮影許可を得なければならない。傍聴人には、会議の撮影(ビデオカメラの類い)及び録音を許可しないのを例とする。(B)沖縄県政記者クラブに加盟している報道機関の記者及びカメラマンは、その都度許可を得ることなく、本会議の取材ができる。『撮影・録音許可証』を、沖縄県政記者クラブの加盟社に交付する。」と定める「沖縄県議会先例」314A・314Bに基づいて、申請当時、Xが沖縄県政記者クラブに加盟していなかったことを考慮して当該不許可処分を行ったものである。

同年7月14日は、米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の名護市辺野古への県内移設に向けた、海岸埋め立て工事の差止訴訟を国に対して提起する議案の決議が、県議会の本会議において予定されていた。Xのスタッフは当日、本会議の傍聴を行ったが、メモをとる以上の取材活動はできなかった。

そこで、Xは、沖縄県(以下、Y)に対し、①県議会の本会議の撮影を許可制とする沖縄県議会傍聴条例17条が、報道の自由等を保障した憲法21条1項に違反する、②報道機関のうち、沖縄県政記者クラブ所属の加盟社の記者等による撮影を許可し、それ以外の報道関係者の撮影を認めない沖縄県議会先例314A・314Bが、憲法14条1項、同21条1項に違反する等として、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金の支払等を求めて提訴した。

〔設問〕

(1)あなたがX側から相談を受けた弁護士であるとして、憲法21条1項の「報道の自由」、報道のための「取材の自由」を映画製作会社であるXも享有することについて、関連する判例に言及しながら、論じなさい。なお、法人の人権享有主体性については論じる必要はない。

(2)あなたがY側から相談を受けた弁護士であるとして、憲法21条1項の「報道の自由」、報道のための「取材の自由」を映画製作会社であるXは享有しないことについて、論じなさい。なお、法人の人権享有主体性については論じる必要はない。

(3)あなたがY側から相談を受けた弁護士であるとして、沖縄県議会先例314A・314Bに基づく沖縄県政記者クラブ加盟社の記者等への優先的な取扱いが、憲法14条1項に違反しないことに関して、かかる取扱いが合理的といえる理由を論じなさい。

以上

(出題趣旨)

本問は、那覇地判令和2年8月5日(判時2485号80頁)の事例を参考にしたものである。これは、ドキュメンタリー映画の製作会社であるXが、沖縄県議会本会議を傍聴するにあたり、議長に対して同会議の撮影の許可を求めたところ、不許可とする旨の処分を受けたことについて、撮影について許可制を定める沖縄県議会傍聴規則の違憲性、また、報道の自由、取材の自由を侵害することの違憲性などを理由として、同規則や議会先例に基づく不許可処分は違法であるなどと主張し、Y(沖縄県)に対し、国家賠償法1条1項などに基づく損害賠償の支払いを求めた事例であった。那覇地裁は、上記不許可処分は憲法21条に違反するものとはいえないなどとして、Xの請求をいずれも棄却した。なお、Xはこれに控訴したが、福岡高那覇支判令和3年1月21日(LEX/DB25568879)において、控訴は棄却されている。

今回の出題にあたっては、ドキュメンタリー映画の製作会社であるXに、報道の自由が認められるかについて、特に博多駅事件(最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁)、法廷メモ訴訟(最大判平成元年3月8日判時1299号41頁)を念頭に、検討を進めてもらいたいと考えた。そこで、設問(1)では、解答に際して、本文の事案に関連した判例に言及するよう指示をおこなった。判例は1つ以上でよく、知識の有無について、確認するねらいである。博多駅事件は典型的なテレビ局等の報道機関を念頭においた事件であるため、それが本件にどのような射程を及ぼしているかを意識した議論があれば、十分といえる。そして、Xの立場から、ドキュメンタリー映画の製作会社が「報道の自由」を有するのか、どのような点に着目して当該自由が認められるべきと考えたかを通じて、学習の習熟度を確認する。

この点に関連して、設問(2)では、Y側の観点にも立って、逆の立論をしてもらうことにした。これによって、立場の相違を理解し、文章に反映できているかをみるねらいがある。Xのような、ドキュメンタリー映画の製作を手がけて30年近くになるような実績があればよいのか、社員3名というのは規模として小さいか、あるいは規模は問題とすべきではないか、ドキュメンタリー映画の特質はどうか。このような検討の必要性はXについても当てはまるが、XとYのそれぞれの観点を移動しながら、受験生に丁寧かつ具体的に述べてもらいたいと考えた。

今回は、さらに記者クラブ制度に依拠した撮影許可の取扱いの当否について、Y側の主張を具体的に書けているかどうか、設問(3)で求めている。X側の主張よりは書きやすいと思われたため、Y側にした。記者クラブ制度の意義を踏まえて、原則的に撮影禁止としているのはなぜなのかに思考を及ぼせながら、取扱いの合理性を具体的に説明できるかに着目するねらいがある。

(採点基準)(設問(1)45点、設問(2)30点、設問(3)25点、合計100点)

◆設問(1)

・Xの主張に関連する判例が、1つ以上言及されているか(10)

・先例は、Xのような映画会社に報道の自由を認めることを排除していないと指摘できているか(5)

・Xが報道の自由(あるいは報道機関性)等を有することについて具体的に説明されているか(30)

◆設問(2)

・Xの報道の自由(あるいは報道機関性)等を有すると考えるべきでない理由について、大きな矛盾なく、具体的に説明されているか(30)

◆設問(3)

・記者クラブの加盟社を優先的に取り扱うことの合理性が、記者クラブ制度の理解とともに説明されているか。(15)

・県議会が本会議の撮影を原則的に禁止していることとの関連について、Yの立場から検討されているか(10)

令和4年度琉球大学法科大学院

B日程 法学既修者コース法律試験 問題

4

商法 [全 450 点中 50 点]

令和3年 11 月 13 日(土曜日)
14 時 30 分～15 時 00 分(30 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

【B 日程問題】

Y 株式会社（以下、Y 会社という。）は、定款によりすべての株式に譲渡制限が付された取締役会設置会社である。Y 会社は令和 3 年 6 月 10 日に定時株主総会（以下、本件株主総会という。）を開催したが、招集にあたり Y 会社の株主である A に対し招集通知を発していなかった。Y 会社の株主である X は、本件株主総会に出席し議決権を行使したが、決議結果に満足していなかった。その後、X は、令和 3 年 7 月 1 日に、Y 会社が A に対して招集通知を発していない事実を知るに至った。

令和 3 年 8 月 1 日の時点において、X は、A に対して本件株主総会の招集通知が発せられなかったことを理由として、本件株主総会における決議取消訴訟を提起することができるか（裁量棄却については検討しなくてよい）。

【出題趣旨】

本問は、一部の株主に対する株主総会の招集手続に瑕疵があることを理由に、他の株主が株主総会決議取消の訴えを提起できるかについて問うものである。株主に対する招集手続漏れについては、招集手続の瑕疵として決議取消事由に該当する。しかし、本問における X は、招集通知が送付されかつ株主総会において議決権を行使しているため決議取消事由に当たらないようにも思えるが、最判昭和 42 年 9 月 28 日民集 21 卷 7 号 1970 頁は、他の株主に対する招集手続の瑕疵を理由として決議取消の訴えを提起したのは正当であると判示している。判例の見解を支持するならば、学説上の肯定説の見解、たとえば、会社法 831 条 1 項の文言が何ら限定することなく株主一般に決議取消の訴権を与えていることなどを丁寧に説明する必要がある（否定説で説明しても問題はない）。もっとも、肯定説にたてば、不利益を受けた株主が当該瑕疵を承認したような場合には、瑕疵が治癒されたと解されていることも付言すべきである。

【採点基準】

- ・ 本問における問題の所在の理解（10）
- ・ 決議取消訴訟の要件の検討（10）
- ・ 肯定説の理由または否定説の理由（15）
- ・ あてはめ・結論（10）
- ・ その他、分析力、論述力等（5）

令和4年度琉球大学法科大学院

B日程 法学既修者コース法律試験 問題

5

民事訴訟法 [全 450 点中 50 点]

令和3年 11 月 13 日(土曜日)
15 時 05 分～15 時 35 分(30 分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に申し出てください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

B日程【問題】

保育士のXは、Y新聞の2021年8月20日朝刊の「保育士が園児をせっかん？」等の見出しの記事により自己の名誉を毀損されたと主張して、Y新聞社に対して謝罪広告の掲載と慰謝料の支払を求める訴えを提起した。この訴訟においてYは、当該記事は公共の利害に関連し、かつ専ら公益を図る目的に出たものであって、その内容は全て真実であるし、かりに真実でない部分があったとしても、十分な裏付取材に基づいて執筆したものであり、真実であると信じるについて相当の理由があったと主張した。当該記事を執筆したAは、主尋問において、保育士3名と警察官2名に取材したと証言したが、反対尋問において、取材源の秘匿を理由として、当該保育士と警察官の氏名・住所・担当職務等の証言を拒絶した。このようなAの証言拒絶は認められるか。

【出題趣旨】

札幌高決昭和54・8・31下民集30巻5～8号403頁をモデルとした問題である。報道関係者が情報提供者の身元特定情報につき証言を拒絶する場合、根拠としては民事訴訟法197条1項3号が考えられる。

そこでまず、同条の定める証言拒絶権の要件を検討すべきである。すなわち、まず「職業の秘密」の意義を明かにした上で、比較衡量論を採用すべきか(当該情報が「職業の秘密」に該当すれば証言拒絶を認められるのか、それともさらに、保護に値する「職業の秘密」なのかを諸事情の比較衡量により判断する必要があるのか)を検討すべきである。

次に、報道関係者の取材源が、民事訴訟法197条1項3号の「職業の秘密」に該当するかを検討する必要がある。

そして最後に、本件事案の要件該当性を検討し、証人Aが証言を拒絶できるかどうかを明らかにすべきである。

【採点基準】

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1 民事訴訟法197条1項3号の要件 | 20点 |
| 2 報道関係者の取材源は「職業の秘密」に該当するか | 15点 |
| 3 本件において証人Aは証言を拒絶できるか | 15点 |